

公益社団法人日本医学放射線学会

放射線科専門医制度規程 (改正案)

	昭和41年4月1日施行
第1回改正	昭和56年 4月 3日
第2回改正	昭和62年 4月 2日
第3回改正	平成 元年 4月 5日
第4回改正	平成 4年 4月 4日
第5回改正	平成11年 4月 1日
第6回改正	平成18年 4月 7日
第7回改正	平成21年 5月 1日
第8回改正	平成27年 4月16日

第1章 総 則

目的

第1条 日本医学放射線学会放射線科専門医制度（以下「専門医制度」）は、優れた放射線科専門医（以下「専門医」）を認定することにより、放射線診療・放射線医学の向上発展に資し、医療および保健衛生の向上ならびに放射線障害を防止し、国民の福祉に寄与することを目的とする。

第2条 専門医とは、放射線診断専門医（以下「診断専門医」）または放射線治療専門医（以下「治療専門医」）の育成のため、その前段階として、診断専門医および治療専門医のいずれにも求められる放射線科全般に及ぶ知識と経験を一定レベル以上に有する放射線科医である。なお、診断専門医、治療専門医に関しては、「放射線診断専門医」規程、「放射線治療専門医」規程に、別途定める。

専門医医師像と役割

第3条 専門医は画像診断（X線、超音波、CT、MRI等）、核医学、インターベンショナルラジオロジー（IVR）、放射線治療の知識と経験を有し、放射線障害の防止に努めつつ、安全で質の高い医療を提供する。

専門医の認定

第4条 日本医学放射線学会（以下「本学会」）の理事長（以下「理事長」）は、放射線科専門医制度委員会（以下「専門医制度委員会」）が適格と認めた者を専門医として認定する。

第2章 専門医

第5条 放射線生物学、医学物理学、放射線防護・安全管理、画像診断学、核医学、IVR、

放射線治療学の全般に関して、「放射線科専門医研修ガイドライン」に基づく専門医研修カリキュラムにより3年以上の研修終了後、専門医試験に合格した医師に対して、放射線科専門医の認定証を授与する。

第3章 委員会

第6条 専門医制度の運営のため専門事項を審議する機関として、専門医制度委員会を置く。

- 2 専門医制度委員会は、つぎの各号の委員をもって組織する。
 - (1) 本学会理事会において選出された担当理事
 - (2) 本学会代議員会において選出された候補者の中より、理事長が委嘱した委員
 - (3) 第7条に規定する「地区専門医制度小委員会」の各委員長
 - (4) その他、理事長が必要とする者若干名
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 専門医制度委員会に委員長および副委員長を置く。委員長は第2項第1号の担当理事をもってあて、副委員長は委員長の指名によりこれを定める。
- 5 専門医制度委員会は、委員長が招集するものとする。
- 6 専門医制度委員会は、次の各号の業務を行う。
 - (1) 専門医制度の規程・細則の制定ならびに変更に関すること。
 - (2) 専門医総合修練機関（以下「総合修練機関」）および専門医修練機関（以下「修練機関」）および放射線科専門医特殊修練機関（以下「特殊修練機関」）の認定に関すること。
 - (3) 専門医試験の受験資格の審査に関すること。
 - (4) 専門医証書の作製、交付に関すること。
 - (5) 専門医更新制度に関すること。
 - (6) 専門医の取消し、およびこれの公表に関すること。
 - (7) 指導管理責任者、研修指導医の認定に関すること。
 - (8) その他の専門医制度に関すること。

第7条 専門医制度委員会は、業務を円滑に遂行するために、下部組織として「専門医カリキュラム小委員会」、「専門医試験小委員会」および「地区専門医制度小委員会」などの小委員会を設置することができる。

第4章 専門医試験と専門医の認定

専門医試験の受験資格

第8条 次の各号の条件をすべて満たした者に専門医受験資格を与える。

- (1) 日本国の医師免許を有すること。
- (2) 医師法（昭和23年法律201号）第3条および第4条の規定に該当しないこと。
- (3) 申請時において、初期臨床研修期間を含め5年以上の臨床経験を有すること。

- (4) 申請時において、3年以上本学会正会員であること。
- (5) 定められた研修期間、研修内容、研修施設等の条件を満たしていること。

研修期間

- 第9条 専門医受験資格を得るための研修期間は、初期臨床研修期間終了後、総合修練機関または修練機関もしくは特殊修練機関での3年間以上とする。複数の機関で研修した場合は、研修期間の合計が定められた期間を充足するものであることを証明するに足りる各機関の証明書を必要とする。
- 2 3年間の研修期間のうち、最低1年間は、別途定める総合修練機関において、研修指導医のもとで臨床研修することを必要とする。
 - 3 専門医または診断専門医もしくは治療専門医の受験資格を得るための研修期間として、特殊修練機関での研修期間は累計12か月を限度としてこれを認めることができる。ただし、専門医の受験資格を得るための研修期間として特殊修練機関での12か月が認められた場合、診断専門医もしくは治療専門医の受験資格を得るための研修期間としてはこれを認めない。
 - 4 大学院学生、研究生等については、在学期間の一部あるいは全部を研修期間として認めることがある。

研修内容

- 第10条 専門医受験資格を得るための研修内容は、本学会が認定した研修指導医のもとの、放射線生物学、医学物理学、放射線防護・安全管理、画像診断学、核医学、IVRおよび放射線治療学の全ての分野における研修とする。
- 2 専門医受験資格を得るための研修の内容は、別途定める「放射線科専門医研修ガイドライン」において規定する。

専門医試験の受験手続

- 第11条 専門医試験を受けようとする者は、別に定める所定の書類に受験料を添えて期日までに、理事長に提出しなければならない。

専門医試験の実施

- 第12条 理事長は、専門医制度委員会が受験資格を認めた者に対して専門医試験を行なう。
- 2 専門医試験は毎年1回実施され、試験の期日等は本学会のホームページ、学会誌などに公示される。
 - 3 受験者には合否の最終決定のみが通知される。
 - 4 専門医試験に不合格であった者も、第8条の受験資格を満たしていれば次年度以降も受験資格を有する。

専門医の認定および認定証の交付

- 第13条 理事長は、専門医制度委員会により専門医として適格と認められた者に対して、

本学会理事会の議を経て、専門医と認定し、理事長名の認定証を交付する。

第5章 研修施設

専門医研修施設

第14条 専門医の研修施設は、総合修練機関または修練機関もしくは特殊修練機関とし、その認定基準は、別途定める「専門医総合修練機関認定基準」、「専門医修練機関認定基準」および「専門医特殊修練機関認定基準」に定める。

第6章 研修指導者

研修指導者

第15条 指導者は、総合修練機関の研修教育責任者としての指導管理責任者、指導管理責任者が不在あるいは実務執行不能となった場合にこれを代行する副指導管理責任者、修練機関の研修教育責任者としての指導管理者、直接指導する研修指導医から構成される。

- 2 指導管理責任者は、専門医を志す者に対する教育の責任者として、研修カリキュラムの策定、研修達成度評価を行う。
- 3 指導管理者は、専門医を志す者に対する教育の責任者として、総合修練機関で作成された研修カリキュラムの実施、当該施設における研修達成度評価を行う。
- 4 研修指導医は研修指導を行い、研修実績を評価する。

第7章 資格更新・取り消し・再認定

専門医の更新

第16条 専門医は資格取得5年後に更新するものとし、更新に関する必要事項は専門医更新規程に定める。

第17条 専門医は専門医資格取得後、2年間の研修を経て診断専門医試験または治療専門医試験を受験し、診断専門医または治療専門医の資格を取得しなければならない。

2 専門医資格は、診断専門医または治療専門医資格を取得した時点で、その残存認定期間の有無に拘わらず、更新される。以後、5年毎の診断専門医または治療専門医資格更新により、専門医資格は自動的に更新される。

専門医の取り消し

第18条 専門医として認定された者が、つぎの各号のいずれかに該当する場合、理事長は認定を取消することができる。

- (1) 第11条に掲げる文書の記載事項に事実と重大な相違があり、認定医としての資

格に欠けると判断されるとき。

- (2) 医師の資格を喪失したとき。
- (3) 本学会を退会したとき。
- (4) 専門医を辞退したとき。
- (5) 専門医としての体面を汚すような行為のあったとき。

再認定

第19条 専門医の資格を失った者が再認定を望む場合には、失効理由を添えて理事長へ文書にて再申請を行う。専門医制度委員会は、理事長からの委嘱を受けて再認定に必要と思われる資料の提出を求め、審査し結果を理事長へ報告する。

第8章 規程の改廃

規程の改正

第20条 この規程は、総会の決定により改正することができる。

附 則

- 1) この改正規程は、平成21年5月1日から施行する。
- 2) 旧放射線科認定医および旧放射線科専門医1次試験合格者の受験資格の認定
 - (1) 旧認定医試験により、「放射線科認定医」資格を有し、継続して本学会の正会員である者は、「放射線科認定医」として診断専門医試験または治療専門医試験へ受験申請できる。
 - (2) 旧専門医試験により、「放射線科専門医1次試験」にのみ合格し、継続して本学会の正会員である者は、「放射線科専門医1次試験合格者」として診断専門医試験または治療専門医試験へ受験申請できる。
 - (3) 理事長は、申請内容の審査を専門医制度委員会に委嘱する。
 - (4) 専門医制度委員会は申請内容を審査し、結果を理事長に報告する。

公益社団法人日本医学放射線学会

放射線診断専門医制度規程 (改正案)

	昭和41年4月1日施行
第1回改正	昭和56年 4月 3日
第2回改正	昭和62年 4月 2日
第3回改正	平成 元年 4月 5日
第4回改正	平成 4年 4月 4日
第5回改正	平成11年 4月 1日
第6回改正	平成18年 4月 7日
第7回改正	平成21年 5月 1日
第8回改正	平成27年 4月16日

第1章 総 則

目的

第1条 放射線診断専門医制度（以下「診断専門医制度」）は、放射線診断領域を専門とし、高い水準の放射線診断能力を備えた放射線診断専門医（以下「診断専門医」）を認定することにより、放射線診療・放射線医学の向上発展に資し、医療および保健衛生の向上ならびに放射線障害の防止により、国民の福祉に寄与することを目的とする。

第2条 診断専門医とは、放射線科全般に及ぶ知識と経験を一定レベル以上有すると認められる者に与えられる放射線科専門医（以下「専門医」）資格を取得した上で、診断領域に関してさらに高水準の専門的知識と技術を有すると認められる放射線科医である。なお、専門医に関しては、「放射線科専門医」規程に、別途定める。

診断専門医医師像と役割

第3条 診断専門医は、画像診断（X線、CT、MRI、超音波等）、核医学、インターベンショナルラジオロジー（IVR）の専門的知識と診療技術を有し、この知識と技術に基づいた検査の選択、検査の指示・実施・管理等を行う。得られた画像情報から全身の様々な疾患の状態を解析し、結果を主治医に正確に伝える能力を有する。また、画像情報をもとに、カテーテル等を用いたIVRを行なう能力も備えている。放射線や磁気・超音波に関する有用性、危険性、安全管理に関する広い知識も身につけており、これらの専門的知識と練磨された技術を活用し、安全で高水準の医療を提供する。

診断専門医の認定

第4条 日本医学放射線学会（以下「本学会」）の理事長（以下「理事長」）は、放射線診断専門医制度委員会（以下「診断専門医制度委員会」）が適格と認めた者を診断専門医として認定する。

第2章 診断専門医

第5条 専門医資格を取得後、放射線生物学、医学物理学、放射線防護・安全管理、画像診断学、核医学、IVRに関して「放射線科専門医研修ガイドライン」に基づく診断専門医研修カリキュラムにより2年以上の研修終了後、診断専門医試験に合格した医師に対して、診断専門医の認定証を授与する。

第6条 日本医学放射線学会が別途分離認定する「放射線治療専門医」資格と「放射線診断専門医」資格を同時に有することはできない。

第3章 委員会

第7条 診断専門医制度の運営のため専門事項を審議する機関として、放射線診断専門医制度委員会（以下「診断専門医制度委員会」）を置く。

2 診断専門医制度委員会は、つぎの各項の委員をもって組織する。

- (1) 本学会理事会において選出された担当理事
- (2) 本学会代議員会において選出された候補者の中より、理事長が委嘱した委員
- (3) 第8条に規定する「地区診断専門医制度小委員会」の各委員長
- (4) その他、理事長が必要とする者若干名

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 診断専門医制度委員会に委員長および副委員長を置く。委員長は第2項第1号の担当理事をもってあて、副委員長は委員長の指名によりこれを定める。

5 診断専門医制度委員会は、委員長が招集するものとする。

6 診断専門医制度委員会は、次の各号の業務を行う。

- (1) 診断専門医制度の規程・細則の制定ならびに変更に関すること。
- (2) 専門医総合修練機関（以下「総合修練機関」）、専門医修練機関（以下「修練機関」）および放射線科専門医特殊修練機関（以下「特殊修練機関」）の認定に関すること。
- (3) 診断専門医試験の受験資格審査に関すること。
- (4) 診断専門医証書の作製、交付に関すること。
- (5) 診断専門医更新制度に関すること。
- (6) 診断専門医の取消し、およびこれの公表に関すること。
- (7) 指導管理責任者、研修指導医の認定に関すること。
- (8) その他の診断専門医制度に関すること。

第8条 委員会は、業務を円滑に遂行するために、下部組織として「診断専門医カリキュラム小委員会」、「診断専門医試験小委員会」、ならびに「地区診断専門医制度小委員会」などの小委員会を設置することができる。

第4章 診断専門医試験と診断専門医の認定

診断専門医試験の受験資格

第9条 次の各号の条件をすべて満たした者に診断専門医受験資格を与える。

- (1) 日本国の医師免許を有すること。
- (2) 医師法（昭和23年法律201号）第3条および第4条の規定に該当しないこと。
- (3) 申請時において放射線科専門医であり、放射線科専門医資格取得後2年以上の臨床経験を有すること。
- (4) 申請時において、5年以上本学会正会員であること。
- (5) 定められた研修期間、研修内容、研修施設等の条件を満たしていること。

研修期間

第10条 診断専門医受験資格を得るための研修期間は、**専門医資格取得後**、総合修練機関または修練機関（診断・IVR、核医学）**もしくは特殊修練機関（診断・IVR、核医学）**での2年間以上とする。複数の機関で研修した場合は、研修期間の合計が定められた期間を充足するものであることを証明するに足りる各機関の証明書を必要とする。

- 2 **専門医または診断専門医の受験資格を得るための研修期間として、特殊修練機関での研修期間は累計12か月を限度としてこれを認めることができる。ただし、専門医の受験資格を得るための研修期間として特殊修練機関での12か月が認められた場合、診断専門医の受験資格を得るための研修期間としてはこれを認めない。**
- 3 大学院学生、研究生等については、在学期間の一部あるいは全部を研修期間として認めることがある。

研修内容

第11条 診断専門医受験資格を得るための研修内容は、本学会が認定した診断研修指導医のもとでの、放射線生物学、医学物理学、放射線防護・安全管理、画像診断学、核医学、IVRの全ての分野における研修とする。

- 2 診断専門医受験資格を得るための研修の内容は、別途定める「放射線科専門医研修ガイドライン」において規定する。

診断専門医試験の受験手続

第12条 診断専門医試験を受けようとするものは、別に定める所定の書類に受験料を添えて期日までに、理事長に提出しなければならない。

診断専門医試験の実施

第13条 理事長は、診断専門医制度委員会が受験資格を認めた者に対して診断専門医試験を行なう。

- 2 診断専門医試験は毎年1回実施され、試験の期日等は学会ホームページ、学会誌などに公示される。
- 3 受験者には合否の最終決定のみが通知される。
- 4 専門医試験に不合格であったものも、第9条の受験資格を満たしていれば次年度以降

も受験資格を有する。

診断専門医の認定および認定証の交付

第14条 理事長は、診断専門医制度委員会により診断専門医として適格と認められた者に対して、本学会理事会の議を経て、診断専門医と認定し、理事長名の認定証を交付する。

第5章 研修施設

診断専門医研修施設

第15条 診断専門医の研修施設は、総合修練機関または修練機関もしくは特殊修練機関とし、その認定基準は、「専門医総合修練機関認定基準」、「専門医修練機関認定基準」および「専門医特殊修練機関認定基準」に別途定める。

第6章 研修指導者

診断専門医研修指導者

第16条 指導者は、総合修練機関の研修教育責任者としての指導管理責任者、指導管理責任者が不在あるいは実務執行不能となった場合にこれを代行する副指導管理責任者、修練機関の研修教育責任者としての指導管理者、直接指導する診断研修指導医から構成される。

- 2 指導管理責任者は、専門医を志す者に対する教育の責任者として、研修カリキュラムの策定、研修達成度評価を行う。
- 3 指導管理者は、専門医を志す者に対する教育の責任者として、総合修練機関で作成された研修カリキュラムの実施、当該施設における研修達成度評価を行う。
- 4 診断研修指導医は研修指導を行い、研修実績を評価する。

第7章 資格更新・取り消し・再認定

診断専門医の更新

第17条 診断専門医は5年毎に更新するものとし、更新に関する必要事項は診断専門医更新規程に定める。

診断専門医の取消し

第18条 診断専門医として認定された者が、つぎの各号のいずれかに該当する場合、理事長は認定を取り消すことができる。

- (1) 学会が定める診断専門医更新規程を満たさないとき。
- (2) 第12条に掲げる文書の記載事項に事実と重大な相違があり、診断専門医として

- の資格に欠けると判断されるとき。
- (3) 医師の資格を喪失したとき。
 - (5) 本学会を退会したとき。
 - (6) 診断専門医を辞退したとき。
 - (7) 専門医としての体面を汚すような行為のあったとき。

再認定

第19条 診断専門医の資格を失った者が再認定を望む場合には、失効理由を添えて理事長へ文章にて再申請を行う。診断専門医制度委員会は、理事長からの委嘱を受けて再認定に必要と思われる資料の提出を求め、審査し結果を理事長へ報告する。

第8章 規程の改廃

規程の改正

第20条 この規程は、理事会の決定により改正することができる。

附 則

- 1) この改正規程は、平成21年5月1日から施行する。
- 2) **診断専門医の選択**
 - (1) 旧専門医試験により、「放射線科専門医」を取得しており、継続して本学会の正会員であるものは、分離認定の「診断専門医」として申請できる。
 - (2) 診断専門医を選択しようとするものは、次回更新時まで、別に定める書類を添えて、理事長へ申請する。
 - (3) 理事長は、申請内容の審査を診断専門医制度委員会に委嘱する。
 - (4) 診断専門医制度委員会は申請内容を審査し、結果を理事長に報告する。
 - (5) 診断専門医制度委員会の答申を受け、理事長は「診断専門医」として認定する。

公益社団法人日本医学放射線学会

放射線治療専門医制度規程 (改正案)

平成21年 5月 1日 施行

平成25年 4月12日一部改正

平成27年 4月16日一部改正

第1章 総則

目的

第1条 放射線治療専門医制度（以下「治療専門医制度」）は、放射線治療を専門とする放射線科医（以下「治療専門医」）を認定することにより、放射線腫瘍学の発展を図り、もって国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

治療専門医

第2条 治療専門医とは、日本医学放射線学会（以下「放射線学会」）によって一定水準以上の放射線科学全般に亘る知識と経験を認められた者に与えられる放射線科専門医（以下「専門医」）の資格を取得した上で、放射線腫瘍学に関する深い専門知識と高い水準の放射線治療技術を有すると更に認められた放射線科医である。

治療専門医の役割

第3条 治療専門医は、悪性腫瘍および一部の良性疾患に関して、放射線治療の効果、照射術式とその計画、有害事象、治療前中後の管理などについての専門知識と診療技術を駆使して適正な放射線治療を実施するとともに、腫瘍学の知識を基盤とした手術や抗がん化学療法との併用などの集学的治療および放射線の安全管理に関する広い知識に基づいたチーム医療を通じて全人統合的ながん治療を患者に提供する。

治療専門医の認定

第4条 専門医資格の取得後、「放射線科専門医研修ガイドライン」に基づいた治療専門医研修カリキュラムによって、放射線生物学、医学物理学、放射線防護・安全管理、放射線治療学に関する2年以上の研修を受け、その後、放射線治療専門医制度委員会（以下「治療専門医制度委員会」）が実施する治療専門医試験に合格した放射線科医が治療専門医として認定される。

専門医資格の重複保有の禁止

第5条 放射線学会が別途分離認定する「放射線診断専門医」資格と「放射線治療専門医」資格を同時に有することはできない。

第2章 治療専門医制度委員会

委員の構成等

第6条 治療専門医制度の運用のため治療専門医制度委員会を置く。

2 治療専門医制度委員会は、つぎの各号の委員をもって組織する。

- (1) 日本放射線腫瘍学会（以下「腫瘍学会」）および放射線学会の担当理事
- (2) 腫瘍学会の理事会が推薦する者
- (3) 放射線学会の理事会が推薦する者

3 委員はすべて腫瘍学会および放射線学会（以下「両学会」）の正会員でなければならない。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 治療専門医制度委員会に委員長および副委員長を置く。委員長は第2項の(1)号の腫瘍学会の担当理事とし、副委員長は同項同号の放射線学会の担当理事1名および委員長が指名する1名をもって当てる。

6 治療専門医制度委員会は、委員長が招集するものとする。

7 治療専門医制度委員会の事務は腫瘍学会の事務局が主に担当し、放射線学会の事務局が必要な支援を行うものとする。

委員会の業務

第7条 治療専門医制度委員会は、つぎの各号の業務を行う。

- (1) 治療専門医制度の規程・細則の制定ならびに変更に関すること。
- (2) 放射線科専門医総合修練機関（以下「総合修練機関」）、放射線科専門医修練機関（以下「修練機関」）および放射線科専門医特殊修練機関（以下「特殊修練機関」）の認定に関すること。
- (3) 治療専門医試験の受験資格審査および試験実施に関すること。
- (4) 治療専門医証書の作成、交付に関すること。
- (5) 治療専門医更新制度に関すること。
- (6) 治療専門医の取消し、およびこれの公表に関すること。
- (7) 放射線治療の研修指導医の認定に関すること。
- (8) その他の治療専門医制度に関すること。

小委員会の設置

第8条 治療専門医制度委員会は、業務を円滑に遂行するために、下部組織として「治療専門医カリキュラム小委員会」、「治療専門医試験小委員会」などの小委員会を設置することができる。

第3章 治療専門医試験

治療専門医試験の受験資格

第9条 次の各号の条件をすべて満たした者に治療専門医受験資格を与える。

- (1) 日本国の医師免許を有すること。

- (2) 医師法（昭和 23 年法律 201 号）第 3 条および第 4 条の規定に該当しないこと。
- (3) 申請時に本学会の正会員であり、放射線科専門医資格取得後 2 年以上の臨床経験と 3 年以上の正会員歴を有すること。
- (4) 申請時において放射線科専門医であり、5 年以上放射線学会の正会員であること。
- (5) 定められた研修期間、研修内容、研修施設等の条件を満たしていること。

研修期間

第 10 条 治療専門医受験資格を得るための研修期間は、専門医資格取得後、総合修練機関または修練機関（放射線治療）もしくは特殊修練機関（放射線治療）での 2 年間以上とする。複数の機関で研修した場合は、研修期間の合計が定められた期間を充足するものであることを証明するに足りる各機関の証明書を必要とする。

- 2 専門医または治療専門医の受験資格を得るための研修期間として、特殊修練機関での研修期間は累計 12 か月を限度としてこれを認めることができる。ただし、専門医の受験資格を得るための研修期間として特殊修練機関での 12 か月が認められた場合、治療専門医の受験資格を得るための研修期間としてはこれを認めない。
- 3 大学院学生、研究生等については、在学期間の一部あるいは全部を研修期間として認めることがある。

研修内容

第 11 条 治療専門医受験資格を得るための研修内容は、治療研修指導医のもとでの、放射線生物学、医学物理学、放射線防護・安全管理、放射線治療学の全ての分野における研修とする。

- 2 治療専門医受験資格を得るための研修の内容は、別途定める「放射線科専門医研修ガイドライン」において規定する。

治療専門医試験の受験手続

第 12 条 治療専門医試験を受験しようとするものは、別に定める所定の書類に受験料を添えて期日までに、治療専門医制度委員会に提出しなければならない。

治療専門医試験の実施

第 13 条 治療専門医制度委員会は受験資格を認めた者に対して治療専門医試験を行う。

- 2 治療専門医試験は毎年 1 回実施され、試験の期日等は両学会ホームページ、ニューズレターなどに公告される。
- 3 受験者には合否の最終決定のみが通知される。
- 4 治療専門医試験に不合格であった者も、第 9 条の受験資格を満たしていれば次年度以降も受験資格を有する。

認定証の交付

第 14 条 放射線学会理事長は、治療専門医試験によって適格と認められた者に対し、両学会理事会の議を経て、腫瘍学会理事長と連名の認定証を交付する。

第4章 研修施設

治療専門医研修施設

第15条 治療専門医の研修施設は、総合修練機関または修練機関もしくは特殊修練機関とし、その認定基準は、放射線科専門医総合修練機関認定基準、放射線科専門医修練機関認定基準および放射線科専門医特殊修練機関認定基準に別途定める。

第5章 研修指導者

治療専門医研修指導者

第16条 総合修練機関における指導者は、研修教育責任者としての指導管理責任者、指導管理責任者が不在あるいは実務執行不能となった場合にこれを代行する管理責任者、直接指導する治療研修指導医から構成される。

- 2 指導管理責任者は、教育の責任者として、研修カリキュラムの策定、研修達成度評価を行う。
- 3 修練機関および特殊修練機関における指導者は、指導管理者として総合修練機関との連携のもとに研修カリキュラムに沿った研修を行わせる。
- 4 治療研修指導医は研修指導を行い、研修実績を評価する。

第6章 資格更新・取り消し・再認定

治療専門医の更新

第17条 治療専門医は5年毎に更新するものとし、更新に関する必要事項は治療専門医更新規程に定める。

治療専門医の取消し

第18条 治療専門医として認定された者が、つぎの各号のいずれかに該当する場合、治療専門医制度委員会は両学会理事会と協議の上、両学会の理事長名で認定を取り消すことができる。

- (1) 放射線学会が定める治療専門医更新規程を満たさないとき。
- (2) 裁判所において失踪宣告を受けたとき。
- (3) 第12条あるいは第19条に掲げる文書の記載事項に事実と重大な相違があり、治療専門医としての資格に欠けると判断されるとき。
- (4) 医師の資格を喪失したとき。
- (5) 両学会の何れかを退会したとき。
- (6) 両学会が定める認定更新申請を行わなかったとき。ただし、更新猶予を申告した場合はその限りではない。
- (7) 治療専門医を辞退したとき。
- (8) 治療専門医としての体面を汚すような行為のあったとき。

再認定

第 19 条 治療専門医の資格を失った者が再認定を望む場合には、失効理由を添えて治療専門医制度委員会に対し文書で申請することができる。

- 2 同委員会は再認定に必要と思われる資料の提出を求め、審査し再認定の可否を両学会理事会へ報告する。
- 3 両学会理事会の議を経て、可の場合は認定証を再交付する。否の場合は、その旨を両学会理事長名で申請者に通告する。

第 7 章 規程の改廃

規程の改正

第 20 条 この規程は、両学会理事会の決定により改正することができる。

附 則

1) この規程は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

2) 治療専門医制度の発足に伴う特例措置

日本放射線腫瘍学会認定医資格取得者、あるいは日本医学放射線学会専門医資格取得者に別紙のような特例を 2 年間に限り認める。

附 則

1) この規程は、平成 25 年 4 月 12 日から施行する。

2) 規程（平成 21 年 5 月 1 日施行）附則第 2 項の規定（治療専門医制度の発足に伴う特例措置）は、施行日以降これを適用しない。